

岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し、自転車窃盗等の街頭犯罪や少年非行、子ども・女性等弱者を狙った犯罪等の防止を図り、もって犯罪の起きにくい社会環境を整備するため、予算の範囲内において防犯カメラ設置に係る補助金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「防犯カメラ」とは、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすカメラ設備をいう。

(1) 不特定多数の人を撮影するため、継続的に設置され、個人の識別が可能な画像を撮影するもの

(2) 犯罪の防止を目的に設置されたもの

(3) 画像等（画像と一体的に記録された音声を含む。）を記録用媒体に保存するもの

3 この要綱において「新規設置」とは、補助事業者が新たに防犯カメラの設置を行うことをいう。

4 この要綱において「更新設置」とは、本要綱に基づく補助を活用して新規設置をした後、補助事業者が規則第24条のただし書きの規定により市長が定める期間を経過したもの等について更新することをいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、町内会、自治会、その他の地域的な共同活動を行う住民団体で、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。

(2) 前号の活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。

(3) 第1号の活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。

(4) 規約、代表者等を定めていること。

(補助事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が自主的な防犯活動の一環として地域の路上等を撮影するため防犯カメラを新規設置または更新設置する事業であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 第7条の規定により交付申請をした日の属する会計年度の3月31日までに完了するものであること。

(2) 犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する、道路、公園等を撮影するものであること。ただし、補助事業の趣旨に鑑み、鉄道駅の構内、商業施設内、出入りが管理されている駐車場・駐輪場等を撮影するものは含まないものとする。

(3) 設置場所・条件に応じて、防犯カメラが十分な性能を有すること。

(4) 平成25年3月に岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿って管理・運用がなされること。

(5) 新規設置する場合、効果的な設置場所や撮影範囲等について、あらかじめ管轄する警察署長に意見を求めること。

(6) 賃借により設置する場合の契約期間は、5年以上とすること。

(補助対象経費)

第5条 新規設置や更新設置をする場合、次に掲げる購入費又は賃借料及び設置工事に係る経費の一部を補助する。ただし、消耗品に係る更新、修繕費用は除く。

(1) 防犯カメラを構成する機器に要する経費

(2) 防犯カメラを設置するための専用ポール等に要する経費

(3) 防犯カメラを設置している旨の表示に要する経費

(4) その他必要な経費(更新設置の場合における撤去費用を含む。)

2 前項に規定に関わらず、賃借により設置する場合の補助対象経費は、当該防犯カメラを設置する年度にかかる経費に限るものとする。

3 補助対象経費には、カメラ本体に係る経費が必ず含まれるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の3分の2以内の額とし、200,000円に申請台数を乗じた金額を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助申請台数は、当該年度において一補助事業者あたり3台を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 予算の執行状況を鑑み、複数の申請受付期間を設ける場合に、上限を5台までとするとき

(2) 市長が特に認める場合に、別途上限を定めるとき

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行なわなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 防犯カメラの購入又は賃借に要する費用の見積書の写し

(2) 防犯カメラの設置工事に要する費用の見積書の写し

(3) 設置する防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等の写し

(4) 防犯カメラを設置する場所の現況写真

(5) 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図

(6) 防犯カメラ設置に係る警察、学校等との協議経過書(新規設置の場合のみ)(様式第2号)

(7) 土地所有者の土地使用承諾書の写し(私有地で新規設置の場合のみ)

(8) ガイドラインに規定のあるもののうち、次に掲げる事項が規定されている防犯カメラ管理・運用規

程（案）（新規設置の場合のみ。ただし、更新設置の場合で管理責任者等の変更があった場合には提出を要する。）

- ア 設置目的の設定と目的外利用の禁止
- イ 設置場所，撮影範囲
- ウ 防犯カメラを設置している旨の表示
- エ 管理責任者の指定，操作取扱者の指定
- オ 設置者等の責務
- カ 撮影された画像等の適正な管理
- キ 撮影された画像等の提供の制限
- ク 秘密の保持
- ケ 保守点検等
- コ 問合せ，苦情等への対応

（9）防犯カメラの管理・運用についての確約書（新規設置の場合のみ。ただし、更新設置の場合で代表者の変更があった場合には提出を要する。）

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（決定等の通知）

第8条 市長は、補助金交付の決定をしたときは、岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、規則第6条第1項の検討の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（変更時の承認申請）

第9条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業等の内容その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止しようとするときは、岡山市防犯カメラ設置支援事業変更・中止（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査等により適当であると認めるときは、遅滞なく、補助事業者に、岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金内容変更・中止（廃止）承認決定通知書（様式第6号）により通知する。

（状況報告，着手届及び完了届の免除）

第10条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して7日以内に、岡山市防犯カメラ設置支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 防犯カメラ設置費用の支出に係る証拠書類の写し

(2) 防犯カメラ設置後の現況写真(カメラ, 録画装置, 撮影範囲及び防犯カメラを設置している旨の表示の写真)

(補助金の確定)

第12条 市長は, 前条の規定による報告があったときは, すみやかにその内容を審査し, 相当と認めるときは, 交付すべき補助金の額を確定し, 岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により, 当該補助事業者へ通知する。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 補助事業者は, 前条に規定する補助金の確定通知を受けたときは, 岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により, すみやかに市長へ補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は, 前項の規定による補助金の交付請求があったときは, すみやかにその内容を審査し, 相当であると認めるときは, 補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第24条ただし書きの市長が定める期間は, 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定により6年とし, 補助金等の交付の目的に反して使用し, 譲渡し, 交換し, 貸し付け, 担保に供し, 又は廃棄(以下「処分」という。)してはならない。

2 前項の規定に関わらず, 防犯カメラを処分しようとするときは, あらかじめ財産処分承認申請書(様式第10号)を市長へ提出し, その承認を受けなければならない。

3 市長は, 前項の申請を受けた場合には, 補助事業者へ対し, 書面により, その結果を通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は, 補助事業者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは, 規則第20条及び第21条の規定により, 当該交付の決定の全部又は一部を取り消し, 及び既に交付した補助金の全部又は一部を, 岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金返還命令書(様式第11号)により返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は, 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類, 帳簿等を整備し当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(画像情報の提供)

第17条 補助事業者は, 警察による犯罪捜査等のため, 防犯カメラの画像の提供を求められた場合, ガイドラインに沿って適切に対応するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は, 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。